

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する 説明会の開催について



日頃より、本県の土木行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。宮城県では、近年頻発する土砂災害に備えるべく、国の方針に基づき、土砂災害の発生するおそれがある地形の斜面等を新たに抽出し、より詳細な調査（以下、「基礎調査」）を実施しています。

この度、**大崎市古川・三本木・鹿島台地区の3地域**において、この基礎調査を行ったところ「**土砂災害の危険性が高く、新たに土砂災害警戒区域等に指定する必要がある箇所**」が新たに**127箇所**確認されました。つきましては、その詳細について、宮城県北部土木事務所のホームページにて公開させていただいております。

○土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定予定箇所数

市町村名	土石流	急傾斜	地すべり	合 計
	新たに指定される 箇所数	新たに指定される 箇所数	新たに指定される 箇所数	新たに指定される 箇所数
古 川	1	6	0	7
三本木	9	36	0	45
鹿島台	11	64	0	75
鳴子温泉	今後調査予定			
岩出山				
田 尻				
松 山				
合計	21	106	0	127



【基礎調査結果】
宮城県北部土木事務所
ホームページ

併せて、この調査結果について直接住民の皆様には周知するため、下記の日程で説明会を開催することといたしましたので、ご案内いたします。

また、鳴子温泉・岩出山・田尻・松山地区の4地域についても、順次、同様の基礎調査を実施する予定であり、この調査結果がとりまとめ次第、改めて住民の皆様を対象に説明会を開催させていただく考えです。

○説明会の日時と会場について

【全体説明会】

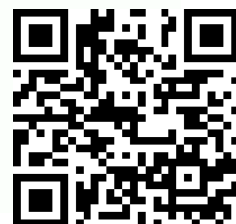
令和9年1月6日（水） 鹿島台公民館 18時から

【個別説明会】

令和9年1月7日（木） 大崎合同庁舎5階501会議室 9時から17時

令和9年1月8日（金） 大崎合同庁舎5階501会議室 9時から17時

◎7日と8日は9時から17時の時間帯に来場いただければ、個別にご説明を行わせていただきます。専用の予約サイトで希望の日時をご予約いただくと、待ち時間無くご案内可能となります。



【予約用サイト】
<https://logoform.jp/form/GQGB/1845057>

【土砂災害警戒区域とは？】

宮城県では、土砂災害防止法※に基づき、土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）から県民の生命を守るため、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を行っています。

○土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害によって、住民に危険が生じるおそれがある区域

災害情報の伝達や避難が早く出来るように、市町村により警戒避難体制の整備が必要となります。（地域防災計画、土砂災害ハザードマップなど）

○土砂災害 特別 警戒区域(レッドゾーン)

建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

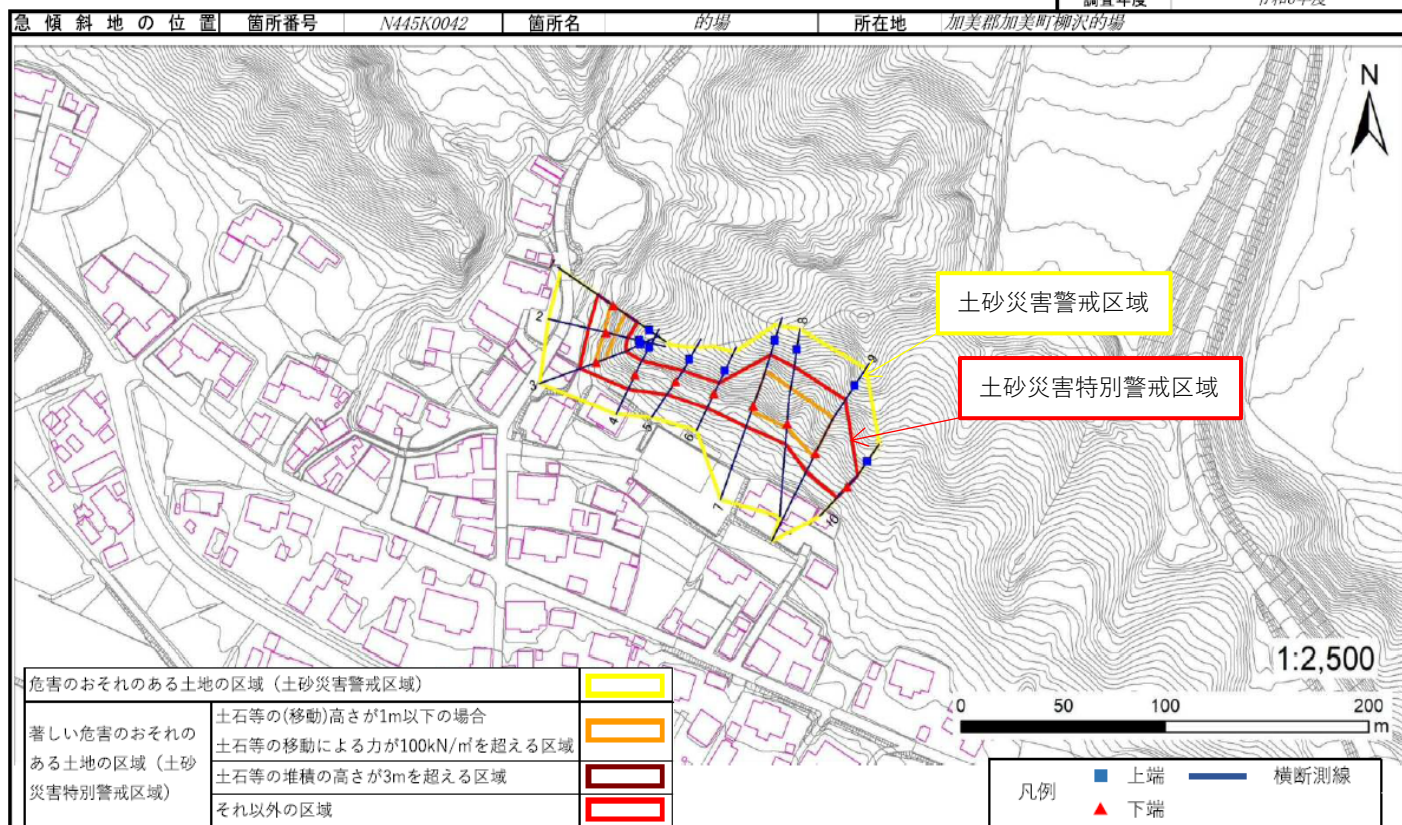
一定の開発行為について県知事の許可が必要となることや、居室を有する建築物（住宅など）の構造について一定の規制が義務づけられます。

告示図書の例

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	
告示年月日	

調査年度 令和6年度



宮城県

○ご都合により今回の個別説明会へご参加いただけなかった場合でも、ご希望があれば別途対応させていただきます。お手数ですが下記担当者までお問い合わせください。

○お問い合わせ先について

担当者：宮城県北部土木事務所 河川砂防第一班 櫻井、氏家
 住所：大崎市古川旭四丁目1番1号大崎合同庁舎5階
 お電話：0229-91-0736
 メール：nh-dbkks1@pref.miyagi.lg.jp